平成**28**年**4**月より 『やまなし子育て応援事業』を始めました!

内容

山梨県では、第2子以降の保育料について、3歳の誕生日以後の最初の3月31日まで無償化することでみなさまの子育てを応援します!

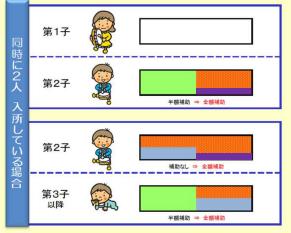
対象児童

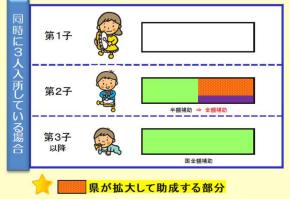
- ①・1・2歳児のうち、保育が必要
 な3号認定の子ども(認定は市町村)
- ②世帯の<mark>第2子以降</mark>の子ども(生計を同一にする第1子がいること)
- ③世帯の市町村民税所得割課税額が169,000円未満であること。(国基準の第5階層までの世帯で、世帯の年収約640万円相当)



制度についてのお問い合わせはこちらにお願いします 山梨県子育で・次世代サポート課 (保育施設・幼稚園担当) TEL 055-223-1458







国の現行補助対象部分(~H27)

国の補助対象H28拡充部分
(年収約360万円未満相当の世帯まで)
国の補助対象H29拡充部分
(年収約260万円未満相当の世帯まで)

上の図のオレンジ色の部分を助成することにより結果として無償化となります。

	生計を同一にする世帯の第1子の例		第2子以降
年齢	たとえば	要件	为2丁以 阵
	❖仕送りをもらって別世帯で暮らす大学生	支給認定保護者と生計が同 一の子や孫等であれば、年	Que
ς	❖親と一緒に暮らしている会社員	齢に関わらず、対象となり ます。	
18歳	❖同居する浪人生 でも第1子となります。	※保護者が監護していた子ども が成長し、19歳以上になった場 合も含みます。	
18歳	◆親元離れて寮で暮らす子ども		
Ś 6歳	◇おじ・おばに育てられている子ども (おじ・おばの子どもより年齢が上)◇小学生・中学生・高校生で きょうだいの年長者	支給認定保護者が監護し、 生計が同一の「子ども」で あれば、年齢に関わらず対 象となります。	
5歳 4歳 3歳	* きょうだいの年長者		
2歳 1歳 0歳			第2子以降の0,1,2 歳は保育料無料



生計を同一にするってどういうこと?

- ①いっしょに生活している(同じ家に住んでいて、生活費がいっしょ)
- ②別々に住んでいるけれど、生活費を仕送りしている
- ③入院しているけど、療養費を払っている

支給認定保護者に監護される者ってどんな人?

・支給認定保護者(「子ども・子育て支援新制度」で市町村から認定を受けた保護者のこと)が現に監督し保護する未成年

保育料徴収についての詳しい御案内は、市町村の保育担当課にお問合せ下さい。

